

宇土市経営継続補助金のお知らせ

【対象者】 以下の条件に全て該当するもの

- (1) 令和2年1月1日前から市内に住所（法人にあっては事業所）を有する農林漁業を営む個人又は法人であること。
- (2) 常時使用する従業員の数が20人以下であること。
- (3) 補助金受領後も事業を継続する意思がある者
- (4) 宇土市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者
- (5) 市税等を滞納していないこと。

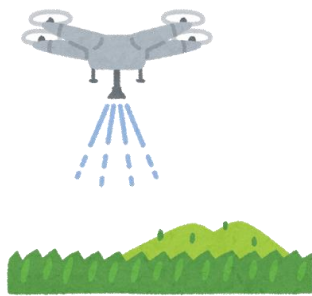
【補助対象経費】

令和2年3月1日以降に購入した又は購入予定の事業用機械装置等の購入費

※令和2年5月14日以降の購入にあたっては、国の経営継続補助金の交付申請を行い、その後不採択通知を受けたものに限る。

※作業用車両（軽トラック）を購入する場合は、一定の要件があります。

<機械装置等の例>



農薬散布用ドローン



噴霧器



トラクター

【補助金額】

補助対象経費の1/2（上限10万円） ※1,000円未満切り捨て

【申請期限】

令和3年2月26日まで

【申請書類】

農林水産課窓口で配布しておりますので、一度ご相談ください。